

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十八年<sup>総務省</sup>令第五号）の一部を次のように改正する。  
財務省

（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請書類）

第十六条 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十二條の十の二の規定は、令第三十條第三項において準用する租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九條の十二の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則第二十二條の十の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一号	省略	省略
第二号	施行令第三十九條の十二の二第一項第一号	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十條第一項第一号
	前号の申立てに係る同条第三十一項に規定する条約相手国等（次号において「条約相手国等」という	外国居住者等所得相互免除法第三十條第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十五條に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。）

（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請書類）  
第十六条 同上

同上	同上	同上
同上	施行令第三十九條の十二の二第一項第一号	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十條第一項第一号
同上	に掲げる更正決定	又は第六十八條の八十八第二十八項第一号に掲げる更正決定
同上		外国居住者等所得相互免除法第三十條第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十五條に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。）

第一号	省略	第二号	省略
省略	省略	省略	省略

（外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合等の納税の猶予の特例に係る納税の申請書類）  
**第十七条** 租税特別措置法施行規則第二十二條の十の二の規定は、令第三十一條第二項において準用する租税特別措置法施行令第三十九條の十二の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則第二十二條の十の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号	省略	第三号	施行令第三十九條の十二の二第一項第三号	（。）との間の租税条約（法人税法第二条第十二号の十九ただし書に規定する条約をいう。次号において同じ。）に規定する協議の対象
省略	省略	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十條第一項第三号		との間の国外関連取引（法第六十六條の四第一項に規定する国外関連取引をいう。以下同じ。）に係るもの

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

（外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合等の納税の猶予の特例に係る納税の申請書類）  
**第十七条** 同上

同上	同上	同上	施行令第三十九條の十二の二第一項第三号	
同上	同上	に掲げる更正決定	又は第六十八條の八十八第二十八項第三号に掲げる更正決定	との間の国外関連取引（法第六十六條の四第一項又は第六十八條の八十八第一項に規定する国外関連取引をいう。以下同じ。）に係るもの

第四号				第三号			
省略	省略		第六十六条の四第二十七項第三号	省略	省略	省略	第六十六条の四第二十七項第一号
省略	省略		第六十六条の四の三第十四項において準用する法第六十六条の四第二十七項第三号又は法第六十七条の第十八項第三項において準用する法第六十六条の四第二十七項第三号	省略	省略	省略	第四十条の三の三第二十二項第一号若しくは法第六十六条の四の三第十四項において準用する法第六十六条の四第二十七項第一号又は法第四十一条の十九の五第十三項において準用する法第四十条の三の三第二十二項第一号若しくは法第六十七条の十八第十三項において準用する法第六十六条の四第二十七項第一号

同上				同上			
同上	同上		同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上		第六十六条の四の三第十四項において準用する法第六十六条の四第二十七項第三号又は法第六十七条の第十八項第三項において準用する法第六十六条の四第二十七項第三号若しくは法第六十八条の百七の二第十三項において準用する法第六十八条の八十八項第三号	同上	同上	同上	第四十条の三の三第二十二項第一号若しくは法第六十六条の四の三第十四項において準用する法第六十六条の四第二十七項第一号又は法第四十一条の十九の五第十三項において準用する法第四十条の三の三第二十二項第一号、法第六十七条の十八第十三項において準用する法第六十六条の四第二十七項第一号若しくは法第六十八条の百七の二第十三項において準用する法第六十八条の八十八項第一号